

令和

7

年度

志摩市 中小企業等支援制度

志摩市 観光経済部 経済課

目次

1．創業支援

- ①志摩市を元気にする創業支援補助金・・・・・・・・・・・・・・・・ P.2
- ②創業資金保証料・利子補給補助金・・・・・・・・・・・・・・・・ P.3

2．経営支援

- ①小規模事業者経営改善資金等利子補給補助金・・・・・・・・ P.4
- ②三重県版経営向上計画実施支援補助金・・・・・・・・ P.5

3．企業誘致

- ①企業進出助成金・・・・・・・・・・・・・・・・ P.6
- ②進出企業雇用創出助成金・・・・・・・・・・・・・・・・ P.7

4．雇用促進

- ①就職活動応援補助金・・・・・・・・・・・・・・・・ P.8
- ②未来人材奨学金応援補助金・・・・・・・・・・・・・・・・ P.9

5．地域ブランディング

- ①志摩ブランド認定事業・・・・・・・・・・・・・・・・ P.10
- ②ふるさと応援寄付事業・・・・・・・・・・・・・・・・ P.11

6．インフォメーション等

- 問合せ先・・・・・・・・・・・・・・・・ P.12

1-① 志摩市を元気にする創業支援補助金（リニューアル）

目的

市内で創業や第二創業を行う事業者に対し、創業時の経営基盤強化を目的として補助金を交付します。

内容

※対象要件の見直しを行いました。

■対象者【以下の要件を全て満たす者】

①申請年度内において、市内で新規創業または第二創業を行う者

※新規創業とは：事業を営んでいない個人が新たに事業を開始すること若しくは事業を営んでいない個人が法人を設立し新たに事業を開始することとする。

第二創業とは：日本標準産業分類における中分類が異なる業種への転換や進出することとする。

②金融機関から資金計画の指導を受け、創業等に係る資金の融資を受ける者（実績報告までに）

※支援（融資）を受ける金融機関が未定である場合は、市が協定を結んでいる百五銀行・三十三銀行への紹介が可能です。

③実績報告時において、個人は市内に住民登録があること、法人は市内に主たる事務所等を有すること

④新規創業の場合は、実績報告時において、特定創業支援等事業による支援を受けた証明書を有すること（他市町の証明可）

⑤事業の実施に必要な許認可等を事業開始時までに受けていること

⑥3年以上継続して市内で事業を実施すること

■対象事業

創業等に伴い市内に事業所を開設する事業

※事業所とは：事業の用に供する事務所、店舗、工場等（キッチンカー、移動販売含む）を指し、住居物件と兼用するものは除くものとする。

ただし、以下のいずれかに該当する事業は対象外

・スタートアップに該当しない漁業、農業、林業

・常時従事する者がいない事業

・第二創業の場合は、雇用の拡大が見込まれない事業

・営業日数が週3日に満たない事業（開設するのが店舗でない場合は、稼働日数）

・フランチャイズやチェーンストア等に類する事業

※地域資源（観光資源、特産品等）を活用する場合、または、ビジネスプランコンテストで受賞した事業を行う場合は、審査時に加点があります。

■補助内容及び補助金額等率

補助対象経費の2分の1以内(上限50万円)

※一定の条件を満たす場合は、以下項目の該当する金額を上限額に加算し、上限額を最大170万円とすることができる。

項目	加算金額	内容
①若 者	20万円	エントリー申請日において、満39歳以下の者
②移住者	20万円	エントリー申請日において、本市に転入後1年を経過していない者、または、申請日において、6か月以上市外に住所を有する者で創業等に伴い転入する者
③空き店舗を活用	50万円	エントリー申請時において、3か月以上使用されていない物件（自己所有して1年以上の物件及び3親等以内の者が所有する物件を除く）
④スタートアップ	50万円	革新的なビジネスモデルを活用した事業を行おうとする者（社会課題・地域課題の解決や地域資源の活用等により、独創的なビジネスを展開する事業を指します）

■補助対象経費

店舗等新築・改修工事費、店舗賃借料、備品購入費、マーケティング調査費、広報宣伝費、外注費、その他市長が適当と認める経費

目 的

市内で創業する者が創業に係る資金の融資を受ける場合、三重県信用保証協会の保証に係る信用保証料又は融資に係る利子の一部を補給することにより、事業用資金の借入負担の軽減や円滑な資金繰りを支援し、創業者の経営の安定を図ります。

内 容

■対象者【以下の要件を全て満たす者】

- ①対象資金に係る融資を受けた者。
- ②市内に主たる事業所を有し創業後5年未満の者、または、設置し創業しようとする者。
- ③個人にあっては市内に住所を有すること。
- ④市税に滞納がないこと。

■補助対象資金、内容、金額

対象資金	補助内容	補助金額
①三重県が定める創業・再挑戦アシスト資金融資要綱に基づき信用保証協会の保証を付した融資	当該融資を受けるために三重県信用保証協会に支払った保証料の額	上限10万円 (千円未満切捨)
②株式会社日本政策金融公庫が実施する以下の制度に基づく融資 ・新企業育成貸付制度 ・新企業育成・事業安定等貸付制度 ・企業活力強化貸付制度	当該融資に係る返済を行った利子合計額 (融資利率：1パーセント以内) ※最初の返済日の属する月から12か月を超えない期間を上限とする。	

※上記①②の併用は不可とする。

■申請期間と提出書類

対象資金	申請期間	提出書類
①	融資の実行日から3か月以内	①交付申請書兼実績報告書(様式第1号) ②金融機関の発行する保証料受入証明書 ③市税に滞納がないことの証明書
②	毎年1月上旬～1月末日まで ※前年1年間に返済した利子合計額を申請	①交付申請書兼実績報告書(様式第2号) ②公庫が発行した借入金の償還表の写し ③公庫が発行した前年の利息支払証明書 ④市税に滞納がないことの証明書

目的

市内で事業を行う事業者に対して、経営改善や資金の円滑化を図るため、日本政策金融公庫の融資に対する利子の補給を行います。

内容

- 対象者【以下の要件を全て満たす者】
 - ① 市内に主たる事業所を有すること
 - ② 個人の場合は、住所を有する市区町村の税を滞納していないこと
法人の場合は、志摩市の市税を滞納していないこと
 - ③ 商工会又は生活衛生同業組合の経営指導を受けていること
- 対象融資
 - ① 小規模事業者経営改善資金（マル経融資）
 - ② 生活衛生改善貸付
- 利子補給の率及び金額
融資額の1.0%（融資利率が1.0%を下回るときは融資利率）
※上限20万円
- 補給期間
返済開始日の属する月から12か月
- 申請期間
毎年1月上旬～1月末日まで
※前年1年間に返済した利子合計額を申請

2-② 三重県版経営向上計画実施支援補助金（リニューアル）

目的

経営の維持向上を目指し経営向上計画を策定した事業者が、当該計画に基づく取り組みの実施に係る経費の一部を補助します。

内容

※DX推進枠の補助上限額を増額しました。

■対象者【以下の要件を全て満たす者】

- ①志摩市内に主たる事業所を有する中小企業・小規模企業者
- ②三重県版経営向上計画のステップ2以上の認定を受けた事業者
- ③市税を滞納していないこと

■対象事業

- ・三重県版経営向上計画のステップ2以上の認定を受けた事業（通常枠）
- ・上記の内、デジタル化による業務効率化・生産性向上等の付加価値の創出につながる事業（DX推進枠）

■対象経費及び補助額等

事業種別	対象経費	補助率	補助額
通常枠	備品購入費、広報宣伝費、印刷製本費、役務費、外注費、店舗等改修費など （例：新商品開発のための機械導入、Wi-Fi整備、キャッシュレス機器の導入、HP作成、店舗等改修など）※人件費などの運転資金は対象外。	1/2	上限15万円
DX推進枠	ソフトウェア導入費、システム構築費、セキュリティ対策経費、クラウドサービス導入費、コンサルティング経費など （例：労務管理・会計管理・生産管理・受発注管理等のシステムの導入、顧客管理ツールの導入、メール配信システムの導入など） ※単なるインボイス対応やキャッシュレスへの対応、人件費などの運転資金は対象外。	2/3	上限50万円

※通常枠とDX推進枠を重複して申請することはできません。

■申請の流れ

- ①三重県版経営向上計画を策定し、三重県からステップ2以上の認定を受ける。
 - ②経営向上計画に基づく当該補助金の申請書を作成し、関係書類を添えて市経済課窓口へ提出する。
- ※補助金の申請については同一年度に1回限り。

■申請期限 令和8年1月30日（金） ※予算額に達し次第終了

目的

市内に進出する企業を対象に、進出の際に必要な経費の一部を助成することにより、企業誘致を推進します。

内容

■ 対象者【以下の要件を全て満たす者】

- ① 市内にオフィスを有しない企業（法人）が、市内に新たにオフィスを設置すること
- ② 志摩市が指定する以下の事業の経営を1年以上行っており、市内で開設するオフィスにおいて同事業を実施すること
 - ・ 情報通信業（ソフトウェア業、情報処理・提供サービス業等）
 - ・ コールセンター業
 - ・ 学術・開発研究機関
 - ・ その他市長が必要と認める事業
- ③ 事業開始時から3年間は、市民を3人以上新規雇用すること
- ④ 3年以上の操業を誓約できること

■ 対象経費及び助成額（AとBの併用は不可）

種 類	対象年度	対象経費	補助率	補助額
A.土地・建物取得費用助成金	開設初年度	地代等不動産取得費用	1/2	上限500万円
B.施設改修費用助成金	開設初年度	①民間施設改修費用	1/2	上限500万円
		②公共施設改修費用	3/4	上限1,000万円
C.施設運営費用助成金	開設日の属する 年度から起算し て3か年度	①土地・建物賃借料	1/2	1年度当たり①②合計の上限240万円 (①1か月当たり上限20万円 ②1年度当たり上限30万円)
		②備品リース・回線使用料		

3-② 進出企業雇用創出助成金

目的

市内の新たな雇用の創出及び企業進出を促進することを目的に、企業進出助成金の対象となる企業が、オフィス等開設時に市民を正規雇用した場合に助成金を交付します。

内容

■対象者【以下の要件を全て満たす者】

- ①企業進出助成金の交付決定を受けて、市内にオフィスを開設した事業者
- ②進出企業が市内に開設するオフィスにおいて、雇用開始の日において次に掲げる全ての要件に該当する者を操業開始日に正規雇用していること。
 - ア 雇用される事業者の事業主、取締役又は監査役と3親等以内の親族でないこと。
 - イ 市内に住所を有していること。
- ③市税に滞納がないこと

■助成額

新規雇用者1人につき20万円（上限400万円）

■申請期限

操業開始日から2箇月以内

※志摩市新卒者雇用促進助成金の対象となった新卒者は対象となりません。

申請の流れ

企業進出助成金の交付決定



開設準備、雇用



オフィス開設（操業開始）



進出企業雇用創出助成金の申請



交付決定兼交付確定

4-① 就職活動応援補助金（新規）

目的

志摩市内の企業で実施されるインターンシップや就職面接などの就職活動に参加する際に必要な交通費の一部を補助します。

内容

■ 対象者【以下の要件を全て満たす者】

① 学校等に在籍する学生または学校等を卒業した者で、市内企業に就職活動を行う者

※学校等とは：大学、大学院、短期大学、専門学校、高等学校、中学校等をいう。

② 交付決定年度の3月末日において、30歳未満であること

■ 補助金の額

交通費の2分の1の額（上限1万5千円）

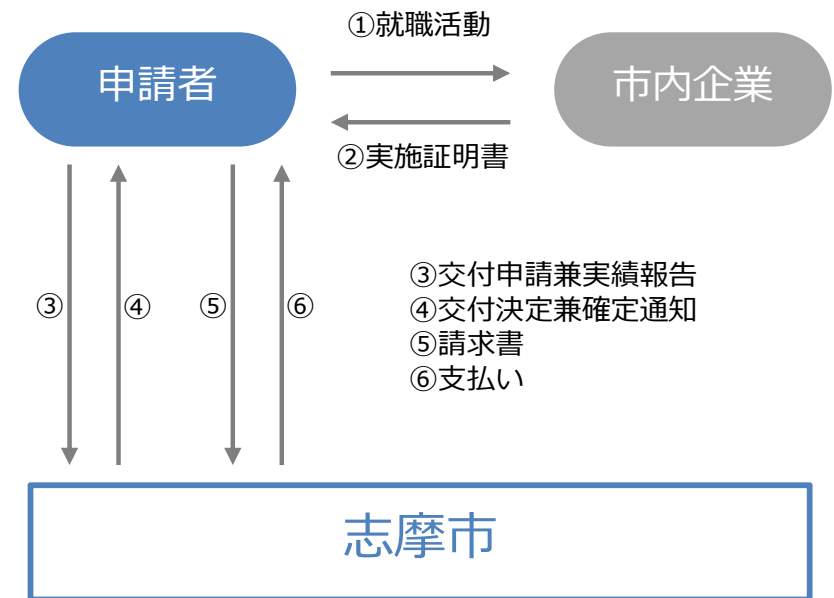
※交通費：市内で行われる就職活動に参加するために居住地と市内企業間の移動に要した経費
（鉄道運賃、船賃、バス運賃、航空運賃）

※訪問企業から支給を受けた交通費は、対象外。

■ 申請期日

令和8年3月16日（月）

申請の流れ



【注意事項】

- ・ 交付申請は1年度につき1回までとなります。
（1年度間に実施した複数の就職活動（例：インターンシップ＋採用面接）を一括して申請することは可能です。）
- ・ 国や地方公共団体、公共的団体が実施する就職活動は対象外です。

4-② 未来人材奨学金応援補助金

目的

市内の事業者が従業員の奨学金を代理返還することにより、未来の本市産業を担う人材の確保・定着と市内定住等を促進するため、事業者が代理返還した奨学金の一部を補助します。

内容

■対象者【以下の要件を全て満たす者】

- ①市が認定した事業者で、市内に事務所、店舗又は工場等を有していること。
- ②対象従業員を正規雇用していること。
- ③就業規則等で奨学金返還支援を明記していること。
- ④市税を滞納していないこと。

※対象従業員とは→以下の要件を全て満たす者

- ①正規雇用された従業員。
- ②市内に住民登録があること。
- ③初回申請時に採用後3年以内であること。
- ④申請の年度末で35歳未満であること。

■対象期間

対象従業員1人につき最長10年

■補助額

事業者が代理返還した額の1/2

※従業員1人につき年間最大10万円（累計100万円）

■補助対象経費

対象事業者が、対象従業員の奨学金（※）を代理返還した額

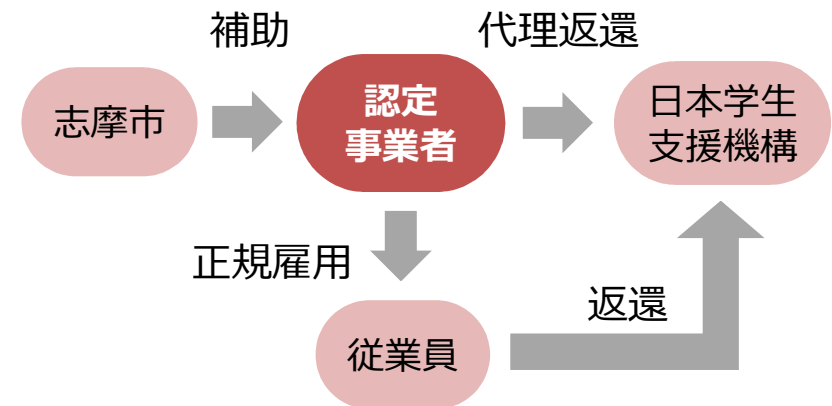
（※）日本学生支援機構が実施する第一種奨学金又は第二種奨学金

■制度導入のメリット

- 【事業者】・就職先としての魅力向上、人材の確保や定着につながる
・代理返還分を給与として法人税に損金算入が可能となり得る
- 【従業員】・奨学金返済支援が受けられる
・支援を受けた額の所得税は非課税となり得る

申請の流れ等

▶補助金イメージ



▶活用例

従業員の年間返済額を40万円と仮定し、企業が2分の1支援を行う場合

【従業員】	年間20万円
【企業】	年間10万円
【市補助】	年間10万円

企業の従業員支援

企業負担	市補助	従業員負担
10万円	10万円	20万円

▶流れ



目 的

志摩市の優れた地域資源を「志摩ブランド」として認定し、その販売を支援するとともに、志摩ブランドの情報発信を通じて観光客等の誘致を促し、地域経済の活性化を図ります。

内 容

■ 対象となるもの

- ① 一次産品（志摩市で生産及び水揚げされた農産品、水産品、畜産品）
- ② 加工品など（志摩市で製造された加工品や工芸品など）

■ 対象者

- ① 農業及び漁業を営む者で組織する法人及びその他の団体
※一次産品の場合、個人は対象外となります。
- ② 商品等の生産、製造、加工を行っている事業者

■ 認定登録料

1認定物につき1万円（更新6千円）

■ 志摩ブランド認定のメリット

- ① 認定商品には、志摩ブランドロゴマークを商品パッケージに入れることができます。
（当初10シート（1シート63枚）を無償提供。その後は有償）
- ② 志摩市地域ブランド推進協議会で参加する商談会等について、小間料なしで参加できます。
（その他、交通費等経費は事業者負担）
- ③ 周知、啓発用のパンフレットや販売促進グッズなどを利用できます。
- ④ 専門の講師を招き、販売戦略やPR方法などの勉強会を開催します。
- ⑤ 販売促進に要した経費を対象に志摩ブランド認定品 1 品目につき、上限30,000円を補助します。
- ⑥ 道の駅やアンテナショップ等で委託販売を行う際の販売手数料（上限50,000円）を負担します。
- ⑦ その他、販売促進につながる情報等を事務局から提供します。

5-② ふるさと応援寄附事業（返礼品開発・販促支援）

目的

志摩市では、ふるさと応援寄附(納税)制度により、5,000円以上のご寄附をいただいた市外在住の方に、お礼として本市の特産品等をお送りしています。

本市への寄附の促進と、志摩市の魅力や特産品等を発信し地元産業の振興を目的として、本市へふるさと納税をされた方へ送付する商品や、サービス等を提供する返礼品提供事業者及び返礼品を随時募集しております。

内容

■ 事業者登録メリット

商品
ブランディング

リピーター獲得

ネット出店
手数料ゼロ

売上UP

販路拡大

■ 応募事業者要件

- 志摩市に事業所を置く法人、団体又は市内に住所を置く個人事業主
- 国税及び市税に滞納がないこと

■ 登録できる返礼品

- 志摩市で生産されたものや加工品
- 志摩市の自然や食材などをいかしたレジャー体験及び宿泊・飲食サービス

*** 返礼品代金、決済手数料、送料は志摩市が負担します ***



[事業者登録及び返礼品登録の問合せ先]

志摩市ふるさと納税担当（株式会社パンクチュアル志摩営業所）

E-mail shima@furusato-supports.com

T E L 050-1707-9314

志摩市 観光経済部 経済課

住所：〒517-0592

三重県志摩市阿児町鵜方3098番地22

TEL：0599-44-0010

FAX：0599-44-5262

Email：keizai@city.shima.lg.jp

志摩市の情報をSNSで発信しています！



Facebook



Instagram



YouTube



志摩ブランド
YouTube